第十三号の二様式（提出用）

申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書

管理番号	

受付印	※処理事項	発信年月日		通知書	入力済	整理簿
		通信日付印	確認			

令和　　年　　月　　日

大阪府　　府税事務所長殿

所在地及び電話番号	（電話　　）
（ふりがな） 法人名及び法人番号	（法人番号）
（ふりがな） 代表者氏名	
経理責任者氏名	
資本金の額又は出資金の額	円

法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）

令和　　年　　月　　日から
令和　　年　　月　　日まで
の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長について

（□下記のとおり延長の処分があった
□下記のとおり指定があった
□下記のとおり指定に係る月数が変更された
□指定が取り消された
□下記のとおり延長又は指定があったものとみなされた）
ので届け出ます。

記

確定申告書の提出期限の延長期間　（　　）月間
指定を受けた月数　（　　）月間
変更後の指定に係る月数　（　　）月間

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請

令和　　年　　月　　日から
令和　　年　　月　　日まで
の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から提出期限の延長をし、又は指定、

指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。

1　確定申告書の提出期限の延長期間

(1) 確定申告書の提出期限が延長されていない法人
- □　確定申告書の提出期限の延長をしたい場合（次に掲げる場合を除く。）１月間（通算法人は２月間）
- □　確定申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合　（　　）月間

(2) 確定申告書の提出期限が１月間（通算法人は２月間）延長されている法人
- □　指定を受けたい場合　（　　）月間

(3) 指定を受けている場合
- □　指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を１月間（通算法人は２月間）としたい場合
  取消し前（　　）月間
- □　指定に係る月数の変更を受けたい場合
  変更前（　　）月間
  変更後（　　）月間

2　各事業年度終了の日から２月以内（指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から３月以内）に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない理由（通算法人にあっては、各事業年度終了の日から２月以内（指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から４月以内）に当該各事業年度（他の通算法人の各事業年度を含む。）の決算についての定時総会が招集されない理由又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由）

3　根拠条文
- □　地方税法第 72 条の 25 第３項又は第５項（これらの規定を同法第 72 条の 28 第２項及び第 72 条の 29 第２項において準用する場合を含む。）
- □　地方税法第 72 条の 25 第３項第１号又は第５項第１号（これらの規定を同法第 72 条の 28 第２項及び第 72 条の 29 第２項において準用する場合を含む。）
- □　地方税法第 72 条の 25 第３項第２号又は第５項第２号（これらの規定を同法第 72 条の 28 第２項及び第 72 条の 29 第２項において準用する場合を含む。）
- □　地方税法施行令第 24 条の４第１項（同令第 24 条の４の３第１項において準用する場合を含む。）

4　添付書類等
- □　定款等の写し
- □　その他（　　）

通算親法人の本店所在地及び電話番号	（電話　　）
（ふりがな） 通算親法人の名称及び法人番号	（法人番号）
関与税理士署名	（電話　　）

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

※　この届出書・申請書は、大阪府内の主たる事務所等の所在地を担当する府税事務所に提出してください。　（R4.6）

第十三号の二様式（控用）

申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書

管理番号	

受付印	※処理事項	発信年月日		通知書	入力済	整理簿
		通信日付印	確認			

令和　　年　　月　　日

大阪府　　府税事務所長殿

所在地及び電話番号	（電話　　）
（ふりがな） 法人名及び法人番号	（法人番号）
（ふりがな） 代表者氏名	
経理責任者氏名	
資本金の額又は出資金の額	円

法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）

令和　　年　　月　　日から
令和　　年　　月　　日まで　の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長について

（□下記のとおり延長の処分があった
□下記のとおり指定があった
□下記のとおり指定に係る月数が変更された
□指定が取り消された
□下記のとおり延長又は指定があったものとみなされた）　ので届け出ます。

記

確定申告書の提出期限の延長期間　（　　）月間
指定を受けた月数　（　　）月間
変更後の指定に係る月数　（　　）月間

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請

令和　　年　　月　　日から
令和　　年　　月　　日まで　の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から提出期限の延長をし、又は指定、

指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。

1　確定申告書の提出期限の延長期間

(1) 確定申告書の提出期限が延長されていない法人
- □　確定申告書の提出期限の延長をしたい場合（次に掲げる場合を除く。）１月間（通算法人は２月間）
- □　確定申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合　（　　）月間

(2) 確定申告書の提出期限が１月間（通算法人は２月間）延長されている法人
- □　指定を受けたい場合　（　　）月間

(3) 指定を受けている場合
- □　指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を１月間（通算法人は２月間）としたい場合
  取消し前（　　）月間
- □　指定に係る月数の変更を受けたい場合
  変更前（　　）月間
  変更後（　　）月間

2　各事業年度終了の日から２月以内（指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から３月以内）に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない理由（通算法人にあっては、各事業年度終了の日から２月以内（指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から４月以内）に当該各事業年度（他の通算法人の各事業年度を含む。）の決算についての定時総会が招集されない理由又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由）

3　根拠条文
- □　地方税法第 72 条の 25 第３項又は第５項（これらの規定を同法第 72 条の 28 第２項及び第 72 条の 29 第２項において準用する場合を含む。）
- □　地方税法第 72 条の 25 第３項第１号又は第５項第１号（これらの規定を同法第 72 条の 28 第２項及び第 72 条の 29 第２項において準用する場合を含む。）
- □　地方税法第 72 条の 25 第３項第２号又は第５項第２号（これらの規定を同法第 72 条の 28 第２項及び第 72 条の 29 第２項において準用する場合を含む。）
- □　地方税法施行令第 24 条の４第１項（同令第 24 条の４の３第１項において準用する場合を含む。）

4　添付書類等
- □　定款等の写し
- □　その他（　　）

通算親法人の本店所在地及び電話番号	（電話　　）
（ふりがな） 通算親法人の名称及び法人番号	（法人番号）
関与税理士署名	（電話　　）

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

※　この届出書・申請書は、大阪府内の主たる事務所等の所在地を担当する府税事務所に提出してください。　（R4.6）